



平成 28 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 三晃金属工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 右田 裕之
(コード番号：1972 東証第1部)
問合せ先責任者 取締役総務部長 宮崎 哲夫
(TEL 03-5446-5600)

**単元株式数の変更及び株式の併合並びに
これらに伴う定款一部変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及び、それに伴う定款一部変更について決議するとともに、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 67 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式の併合について付議することを決議しましたのでお知らせ致します。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式の併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもって効力が生じることと致します。

記

1. 単元株式数の変更

(1)変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、本年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することと致しました。

(2)変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更致します。

(3)変更の条件

本単元株式数の変更は、下記 2. に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

2. 株式の併合

(1)併合の目的

上記1. に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの望ましい投資単位水準を維持(上場規定)し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うことと致しました。なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の1億2,000万株から1,200万株に変更することと致します。

(2)併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の割合 平成28年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合致します。
- ③併合後の発行可能株式総数 12,000,000株(併合前:120,000,000株)
なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日(平成28年10月1日)に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成28年3月31日現在)	39,600,000株
併合により減少する株式数	35,640,000株
併合後の発行済株式総数	3,960,000株

⑤併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおり。

保有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
10株未満	132名(3.58%)	193株(0.0%)
10株以上	3,555名(96.42%)	39,599,807株(100.00%)
	3,687名(100.00%)	39,600,000株(100.00%)

本株式併合を行った場合、保有株式数が10株未満の株主様132名(その所有株式の合計は193株。平成28年3月31日現在)が株主たる地位を失うこととなります。

⑥1株未満の端株が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付致します。

(3)併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決(特別決議)されることを条件に、平成28年10月1日をもってその効力が生じることと致します。

3. 定款一部変更

当社の定款は、上記2.に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって以下のとおり変更され、その効力が生じることとしております。

(下線部が変更部分)

現行定款	変更後の定款案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億2千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1千2百万株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 主要日程

平成28年5月26日(予定)	取締役会決議(株主総会招集、単元株数変更)
平成28年6月29日(予定)	第67期定時株主総会
平成28年10月1日(予定)	単元株式数の変更及び株式の併合並びに定款一部変更の効力発生日

(参考)上記のとおり、単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日は平成28年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、各証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月28日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以上

添付資料

(ご参考) 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

【ご参考】 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での決議権の単位及び証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。

今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。

今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか？

A 3. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画（平成 19 年 11 月 27 日公表）」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目標とした取り組みを進めており、その期限を平成 30 年 10 月 1 日にすることを平成 27 年 12 月 17 日に公表いたしました。

以上を踏まえ、東京証券取引所に上場している当社といたしましては、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、投資単位（売買単位あたりの価格）を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施いたします。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？

A 4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。

また、議決権数は、併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、今回の株式併合及び単元株式数の変更の効力発生（平成 28 年 10 月 1 日予定）の前後で、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,000 株	1 個	100 株	1 個	なし
例②	3,333 株	3 個	333 株	3 個	0.3 株
例③	250 株	なし	25 株	なし	なし
例④	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合（上記の例②、④のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

なお、株式併合の効力は正前に単元未満株式の買取または単元未満株式の買増の制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までお問い合わせください。また、効力発生前の所有株式が10株未満の場合（上記の例④のような場合）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有の当社株式の資産価値に影響はございません。

確かに、株主様が所有の株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 6. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか？

A 6. 特に必要なお手続きはございません。なお、上記Q 4のとおり、10株未満の株式につきましては、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度または買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までご連絡ください。

Q 8. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか？

A 8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までご連絡ください。

Q 9. 受け取る配当金への影響はありますか？

A 9. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 10. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A 10. 次のとおり予定しております。

- 平成 28 年 6 月 29 日 定時株主総会
- 平成 28 年 9 月 28 日 100 株単位での売買開始日
- 平成 28 年 10 月 1 日 単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
- 平成 28 年 10 月下旬 株式割当通知の発送
- 平成 28 年 12 月上旬 端数株式相当分の処分代金のお支払い

※お問い合わせ先

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)
受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)

以 上